

# 山梨県公報

第二千十二号

平成二十二年  
一月二十一日

木曜日

## 目次

### 告示

保安林の指定の解除の予定……………一七

土地収用事業の認定……………一七

道路の区域変更……………一八

### 公告

富士川上流地域森林計画の変更……………一九

富士川中流地域森林計画の決定……………一九

山梨東部地域森林計画の変更……………一九

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(八件)……………一九

一般競争入札について……………二一

落札者等の決定について……………二二

## 告示

### 山梨県告示第十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十二年一月二十一日

山梨県知事 横内正明

一 解除に係る保安林の所在場所

大月市箕子町黒野田字奥野七九七の五三から七九七の五六まで

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

鉄道用地とするため

### 山梨県告示第十九号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

平成二十二年一月二十一日

山梨県知事 横内正明

一 起業者の名称

富士吉田市

二 事業の種類

富士吉田市民会館等駐車場整備事業

三 起業地

1 収用の部分 富士吉田市緑ヶ丘二丁目地内

2 使用の部分 なし

四 事業を認定した理由

1 法第二十条第一号要件

富士吉田市民会館等駐車場整備事業(以下「本件事業」という。)は、富士吉田市民会館、富士吉田市立図書館及び富士五湖文化センター利用者の駐車場を整備するもので、法第三条第三十二号に掲げる「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号要件

富士吉田市(以下「起業者」という。)は、本件事業の実施に当たり、既に必要な財源措置を講じていることから、当該事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号要件

(一) 申請事業の施行により得られる公共の利益

起業者は、芸術・文化、交流、生涯学習などの市民活動を支援するため、昭和四十五年(昭和二十九年)に富士吉田市民会館、富士吉田市立図書館、富士五湖文化センターを一

体的に整備した。

これらの施設においては、各種講座、講演会、音楽会等が開催され、市民活動の拠点施設として利用されてきたが、老朽化、狭隘化等の問題が発生したため、現在、(仮称)富士吉田市民文化エリア整備事業として建替え及び改修工事を行っている。

一方、利用者の多くは自動車で訪れるため、駐車場は慢性的に不足している状況にあることから、市民会館等から約四百メートル離れた市有地を臨時駐車場として対応してきた。

しかしながら、市民会館等へ移動する際には、道路の横断や歩道が未整備の道路を歩行することになり、高齢者や子ども連れでの利用に当たっては、警察や市民からその危険性が指摘されている状況にある。

本件事業が完成すると慢性的な駐車場不足が解消すると共に、市民会館等と一体的に駐車場が整備されることにより、利用者の安全性の確保や利便性の向上が図られるなど、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

(二) 申請事業の施行により失われる利益

本件事業の施行により周辺環境に与える影響は、工事中の騒音、振動等が考えられるが、起業者は工事施行に当たっては、低騒音重機の使用や必要な防塵対策を実施することから、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(三) 代替案との比較

本件事業の施行位置については、市民会館等の敷地周辺にあつて、必要な面積が確保でき、また、利便性、経済性等の要件を考慮し選定された三案について比較検討した結果、本件事業の起業地が、これらの要件を満たす最も合理的なものとして決定されたものであると認められる。

(四) 比較衡量

(一)で述べた得られる公共の利益と(二)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、(三)で述べたとおり、本件事業の起業地は、代替案と比較して最も適切であると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものと認め

られるので、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号要件

(一) 申請事業を早期に施行する必要性

富士吉田市民会館等の駐車場は、慢性的に不足している状況にある。また、本件事業は、富士吉田市中期財政計画に位置づけられた(仮称)富士吉田市民文化エリア整備事業の一環として行われるものである。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、富士吉田市民会館等の過去五年間における利用実績から必要駐車台数を検討し、必要とされる敷地面積を算出して決定されたものであり、適切であると認められる。

また、起業地の範囲において、一時的な利用に供されるものは存在せず、使用にはなじまないため、収用することは合理的であると認められる。

(三) 収用する公益上の必要性

以上により、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるので、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

1 から4までで述べたとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件をすべて充足すると判断することができる。

よって、法第二十条の規定により、事業の認定をしたものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

富士吉田市都市産業部都市政策課市民文化エリア整備室

山梨県告示第二十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十二年二月十二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十二年一月二十一日

一 道路の種類 県道

山梨県知事 横内正明

二 路線名 新田下吉田線  
三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
富士吉田市小明見字丸三〇四六番の八地先から 富士吉田市小明見字丸三〇〇一番の一〇地 先まで	一 二 三 〇	一 〇 七 〇		五七・二
	一 二 〇	一 三 〇		五七・二

## 公 告

### ● 富士川上流地域森林計画の変更

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定により富士川上流地域森林計画を変更したので、同法第六条第六項の規定により公表する。

なお、当該地域森林計画は、山梨県森林環境部森林整備課、山梨県中北林務環境事務所及び山梨県峡東林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年一月二十一日

山梨県知事 横 内 正 明

### ● 富士川中流地域森林計画の決定

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定により富士川中流地域森林計画をたてたので、同法第六条第六項の規定により公表する。

なお、当該地域森林計画は、山梨県森林環境部森林整備課及び山梨県峡南林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年一月二十一日

山梨県知事 横 内 正 明

### ● 山梨東部地域森林計画の変更

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定により山梨東部地域

森林計画を変更したので、同法第六条第六項の規定により公表する。  
なお、当該地域森林計画は、山梨県森林環境部森林整備課及び山梨県富士・東部林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年一月二十一日

山梨県知事 横 内 正 明

### ● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十二年一月二十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 処分をした年月日 平成二十一年十二月五日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 株式会社若林

2 主たる営業所の所在地 甲府市上石田四丁目十三番七号

3 代表者の氏名 若林利行

三 許可番号 山梨県知事許可（特 一六）第五五三号

四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業及び建具工事業に係る特定建設業の許可の取消し

五 処分の原因となつた事実 平成二十一年十一月四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

### ● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十二年一月二十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 処分をした年月日 平成二十一年十二月七日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 株式会社建都

- 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡増穂町最勝寺千五百六十二番地
- 3 代表者の氏名 志村孝男
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一八)第四九〇三号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十一年十一月三十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十二年一月二十一日

山梨県知事 横内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十一年十二月七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 有限会社深沢電器商会
  - 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡増穂町青柳町三百九十五番地
  - 3 代表者の氏名 深澤茂
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一六)第一五一四号
- 四 処分の内容 電気通信工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十一年十一月三十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十二年一月二十一日

山梨県知事 横内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十一年十二月十三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 ハウスプラン・ナカゴミ

- 2 主たる営業所の所在地 甲斐市名取二百七十九番地一
- 3 代表者の氏名 中込友義
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一八)第二九六〇号
- 四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十一年十一月十九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十二年一月二十一日

山梨県知事 横内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十一年十二月十四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 有限会社旭南建設
  - 2 主たる営業所の所在地 韮崎市旭町上條南割三千四百四十五番地
  - 3 代表者の氏名 湯舟敏
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一八)第三二七三号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十一年十二月七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十二年一月二十一日

山梨県知事 横内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十一年十二月二十一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 アクタック株式会社

- 2 主たる営業所の所在地 甲府市下飯田四丁目十番二十二号
- 3 代表者の氏名 中澤正志
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 二〇)第八七六一号
- 四 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十一年十二月十六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し  
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
 平成二十二年一月二十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十一年十二月二十一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 鷹野設備工業株式会社
  - 2 主たる営業所の所在地 甲斐市篠原二千三百五十二番地
  - 3 代表者の氏名 鷹野久
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一六)第四八〇九号
- 四 処分の内容 消防施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十一年十二月十五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十二年一月二十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十一年十二月二十一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 有限会社北杜建設
  - 2 主たる営業所の所在地 韮崎市中田町中條千七百七十四番地二

- 3 破産管財人の氏名 石川善一
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一七)第八八九一号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業及びほ装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十一年十二月十五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 一般競争入札について  
 次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。  
 平成二十二年一月二十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 一般競争入札に付する事項
  - 1 購入物品等の名称及び数量  
 総合実践実習装置 二式  
 情報処理実習装置 二式
  - 2 購入物品等の仕様等  
 入札説明書で定める内容等であること。
  - 3 納入期限  
 平成二十二年三月二十五日
  - 4 納入場所  
 山梨県北杜市長坂町渋沢千七番地十九 山梨県立北杜高等学校  
 山梨県南巨摩郡増穂町最勝寺千三百七十二番地 山梨県立増穂商業高等学校
  - 5 入札方法  
 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一元未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- 二 一般競争入札の参加資格

- 1 平成二十一年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成二十一年山梨県告示第二百二十四号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。
  - 2 この公告に示した物品等を確実に納入できる者であること。
  - 3 納入する物品等に係るアフターサービスを知事の求めに応じて速やかに提供できる者であること。
  - 4 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- 三 入札手続等
- 1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県出納局  
管理課調度担当 電話〇五五 二二三 一三九五
  - 2 入札説明書の交付方法  
この公告の日から平成二十二年一月二十九日（金）までの山梨県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに三の1の交付場所において交付する。
  - 3 入札及び開札の日時及び場所  
平成二十二年二月十八日（木）午後二時  
山梨県甲府市丸の内一丁目九番十一号 山梨県県民会館三階 出納局入札室
  - 4 入札の無効  
この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
  - 5 落札者の決定方法  
規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 四 その他
- 1 契約の手続において使用する言語及び通貨

- 2 日本語及び日本国通貨
  - 2 入札保証金及び契約保証金  
入札に参加しようとする者又は契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金又は契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二又は第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
  - 3 契約書作成の要否  
要
  - 4 その他  
詳細は、入札説明書による。
- Summary
- 1 Nature and quantity of the products to be procured  
Integrated Practical Training Equipment and Software 2 sets  
Information Processing Training Equipment and Software 2 sets
  - 2 Date and time for tender  
2:00PM February 18, 2010
  - 3 Bureau in charge  
Procurement Section, Management Division, Treasury Bureau, Yamanashi Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8501 Japan  
TEL 055-223-1395
- 落札者等の決定について  
次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。  
平成二十二年一月二十一日  
山梨県知事 横 内 正 明
- 一 落札に係る購入物品等の名称及び数量  
融雪剤散布機 八台
  - 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
山梨県出納局管理課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
  - 三 落札者を決定した日  
平成二十一年十二月二十八日

四 落札者の氏名及び住所

株式会社キムラ 山梨県甲府市国母五丁目十番十七号

五 落札金額

四千六百一十一万六千円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日

平成二十一年十二月十四日

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番